

仕 様 書

1 業務名

発寒清掃工場 計量器定期整備業務

2 業務場所

- (1) 札幌市発寒清掃工場計量所…別紙図-1
(札幌市西区発寒15条14丁目1番1号)
- (2) 札幌市発寒破碎工場計量所…別紙図-2
(札幌市西区発寒15条14丁目2番30号)

3 対象設備

- (1) 札幌市発寒清掃工場計量器
鎌長製衡(株)製圧縮ひずみ計量式 3基
最大秤量25,000kg
最小秤量10kg
- (2) 札幌市発寒破碎工場計量器
川鉄アドバンテック(株)製圧縮ひずみ計量式 2基
最大秤量30,000kg
最小秤量10kg

4 業務期間

着手日から、令和4年7月14日まで

ただし整備は発寒清掃工場の受け入れ停止期間である令和4年6月2日～6月28日までの27日間で行うこととし、この間、発寒清掃工場及び発寒破碎工場の計量器5基のうち最低1基は計量可能な状態とすること。

5 業務内容

2年間の連続使用に耐えるための点検整備と計量法第19条、第25条等に基づく計量士の検査を受検する計量器整備を行う。

6 整備内容

- (1) 上部鉄板・ガーターの分解整備、点検業務を行うこと。
- (2) ロードセル及び和算箱の点検を行うこと。
- (3) 上部鉄板・ガーターの塗装を下記のとおり行うこと。

ア 下地処理

3種ケレン

イ 錆止め塗装

公共建築工事改修標準仕様書(建築工事編)平成31年版」3節による。

ウ 上部鉄板走行面塗装

公共建築工事改修標準仕様書（建築工事編）平成 31 年版」3 節による。
塗装色は、業務管理担当者と協議のこと。

エ ケレン・塗装作業については、清掃工場は工場敷地内、破碎工場は隣接する駐車スペースへの影響を防止するため場外搬出のうえ実施すること。

(4) 架台下のピット内清掃を行うこと。

(5) 振れ止め装置の整備、調整を行うこと。

(6) 分銅による荷重試験及び調整を行うこと。

ア 分銅・・・清掃工場（3 級実用基準分銅：15 t）

イ 分銅・・・破碎工場（3 級実用基準分銅：18 t）

なお、ア、イの分銅は受託者が用意すること。

(7) 計量士の検査に合格すること。

検査時の分銅準備・移動等のほか、検査合格までの対応を滞りなく実施すること。

7 安全衛生管理

(1) 本業務に従事する作業員には、関係法令に基づく安全教育を行うこと。

(2) 本作業中の危険防止対策を終始徹底し、労務災害の発生が無いよう万全を期すこと。

8 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

(6) 業務に係わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 提出書類

(1) 業務着手届等（業務着手時に提出するもの）

ア 業務着手届

イ 業務責任者指定通知書

- ウ 業務責任者経歴書
- エ 業務日程表
- (2) 作業報告書（現場作業中に提出するもの）
 - ア 作業日報
- (3) 完了図書（業務完了時に提出するもの）
 - ア 整備報告書（各整備ごとに提出する）
 - イ 荷重試験検査成績書（トラックスケール）
 - ウ 分銅調整済証明書
 - エ 整備写真（各整備ごとに提出する）
 - ① 整備前 ②整備中 ③整備後
 - オ 定期（計量証明）検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書
 - カ 検査証明書
 - キ その他
- (4) 業務完了届（業務完了届時に提出するもの）

10 その他

- (1) 検査手数料
本業務に係る検査手数料については、受託者の負担とする。
- (2) 計量士の検査立会い等
同上検査実施の際に立会いするとともに、業務管理担当者の指示に基づき業務を遂行すること。
- (3) 疑義等
本仕様書に明記のない事項や疑義等が発生した場合は、担当者と協議の上決定すること。
- (4) 工場内での喫煙
工場の敷地内全て（車両内含む）における喫煙は禁止とする。
- (5) 新型コロナウイルスの感染予防対策
 - ア 業務中は、アルコール消毒液等による手指消毒やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、定期的な検温の実施等により作業従事者等の健康管理に留意すること。
 - イ 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
 - ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。現場における各種打合せ、食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。

と。

11 担当者

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場管理係 黒沼 (TEL : 011-667-5311)